平成２１年（フ）第１３５号
広島市安佐北区深川２丁目10番９号
債務者　武本　　忍
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３９号
広島市西区大宮１丁目９番５―301号
債務者　川野　美保（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９１号
広島市安佐北区あさひが丘８丁目20番10号
債務者　大野　　啓
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９９５号
広島県東広島市西条町西条東847番地７
債務者　新本真由美（旧姓加賀）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００１号
広島市安佐南区中須１丁目25番15―405号
債務者　岡本　　修
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４０号
広島県廿日市市阿品台西２番40―101号
債務者　山浦　森光
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４１号
広島県廿日市市阿品台西２番40―101号
債務者　山浦　眞理（旧姓大上）
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６号
福岡県久留米市津福本町1568番地１　高田ビル303
債務者　野田　　功
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２７０号
福岡県久留米市長門石３丁目１番54―201号
債務者　中園　孝行
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２７３号
福岡県久留米市津福今町620番地１　レオパレスＭＯＲＩ・Ｂ101号
債務者　鳥越　鉄郎
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２７７号
福岡県久留米市西町898番地15　マルエムハイツ202号
債務者　宮森　晴美
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５７号
福岡県筑後市大字長浜1311番地１　レズィデンスヒロＢ―201
債務者　平川　正徳
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１６４号
北海道苫小牧市豊川町４丁目10番15号　豊川ハイツ201号
債務者　坂　　将臣
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１７３号
北海道苫小牧市澄川町８丁目17番６号
債務者　三浦　光男
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１７４号
北海道苫小牧市澄川町８丁目17番６号
債務者　三浦　暁子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第５２号
岩手県上閉伊郡大槌町上町８番３号
債務者　工藤　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６３号
秋田県潟上市天王字上北野126番地22
債務者　原田　久志
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８７号
秋田市牛島東３丁目２番１号
債務者　鈴木　重伸
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部